

太宰府市行政経営改革方針

(第四次太宰府市行政改革大綱)

平成17年9月

太宰府市

はじめに

1. これまでの取り組み経過と現状 1
2. これからの改革の方向性

基本方針

1. 改革の視点 2
2. 計画期間
3. 進行管理

主要推進項目

- 1. 財政の健全化を目指した市政運営を進めます 3**
 - (1) 計画的な財政運営の確立
 - (2) 民間委託等の推進
 - (3) 補助金交付の適正化
 - (4) 入札制度等の改善
 - (5) 歳入の確保

- 2. 市民参画の市政運営を目指します 5**
 - (1) 市民の市政参画の推進
 - (2) 市政情報の公開・提供
 - (3) 市民団体の活動支援と住民自治意識の醸成

- 3. 簡素で効率的な市政運営を目指します 6**
 - (1) 事務事業評価制度の確立
 - (2) 定員管理と給与の適正化
 - (3) 組織・機構の見直し
 - (4) 職員の意識改革、人材育成
 - (5) 外郭団体の見直し

- 4. より質の高い市民サービスの提供に努めます 7**
 - (1) 窓口サービスの向上
 - (2) 申請手続きの簡素化・効率化

- 5. 広域行政を推進します 8**
 - (1) 公共施設等の広域利用推進
 - (2) 広域連携の推進

はじめに

1. これまでの取り組み経過と現状

本市では、昭和 63 年度から市長を本部長とする「太宰府市行政改革推進本部」を設置して、「第一次太宰府市行政改革大綱・実施計画」を策定以来、平成 16 年度まで三次にわたる行財政改革を断行し、事務事業の見直しや経費の節減合理化、財政の健全化などを柱とした様々な財源対策や各種の改革を積極的に推進してまいりました。

特に民間委託による事務事業の見直しという視点からは、他自治体に先がけ、学校給食調理業務や浄水場業務の管理運営業務などを進め、さらには審議会等附属機関の統廃合や給与及び定員管理の適正化、情報化の推進などにも取り組んできました。

しかしながら一方では、水事情による人口抑制策をとりながらも福祉扶助関連需要の増加や遅れていた市民図書館、中央公民館などをはじめとする公共施設の整備、さらには土地区画整理、上下水道などの都市基盤整備事業に多額の財源を投資しなければならないという本市の潜在的な事情もあり、結果的には公債費比率や経常収支比率等の悪化に至るなど財政の硬直化を招く原因となりました。

また、バブル崩壊後の景気低迷も長期化し、本市の自主財源の根幹をなす市税収の伸びも期待できない厳しい財政状況の中にあって、国の「三位一体構造改革」による国庫補助金や地方交付税の大幅な削減、さらには平成 15 年 7 月に発生した集中豪雨により災害復旧事業という予想外の事業費支出が必要となったことなどにより、今まで以上に深刻な財政運営を余儀なくされております。

このような中であって、少子・高齢化や情報化、国際化、地球環境問題等の社会経済情勢も大きく変化し、国においては地方分権の推進に向けた「地方分権一括法」の施行や、市町村合併の推進などにより、これまで以上に地方自治体の権限や責任が増すと同時に、時代の変化に対応し得る行政経営能力手腕が強く求められています。

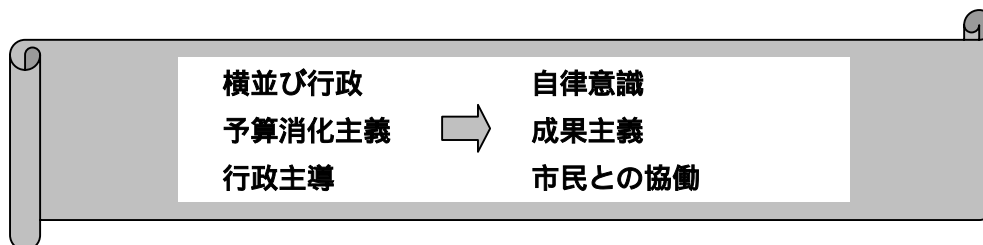
2. これからの改革の方向性

これ以上の深刻な財政状況を招かないよう何よりも財政健全化を図りながらも、多種多様化する行政需要に応えていかなければなりません。

そのためにはいままでの行政の考え方、仕事のやり方を改める必要があります。

これまでの国・県に依存した横並び行政、予算消化主義による事業執行、

行政主導の「行政運営」から、これからは地方自治体として**自律意識**を持ち、効果・効率性を重視する**成果主義**、「地域への分権」という視点を持ちながら**市民と協働**する「行政経営」へと『市役所』が変わっていくことが必要です。



そのうえで、説明責任を果たしながら太宰府市に見合った施策を推進していきます。

基本方針

1. 改革の視点

これまで進めてきた第一次から第三次太宰府市行政改革で推進してきた項目で達成されていない取り組みについて引き続き推進するほか、これまで以上に削減、節減を推進するのはもちろん、先に述べたようにこれからは『行政経営』という視点に立ち、太宰府市という地方自治体を経営していくための指針として位置づけるため、名称を「太宰府市行政経営改革方針（第四次行政改革大綱）」と変更します。

そのうえで、第四次太宰府市総合計画に掲げる市の将来像「歴史とみどり豊かな文化のまち」という目標実現のため、具体的な5つの行政経営改革方針を掲げ改革を進めます。

行政経営改革方針

以下の5つの事項を掲げます。

1. 財政の健全化を目指した市政運営を進めます
2. 市民参画の市政運営を目指します
3. 簡素で効率的な市政運営を目指します
4. より質の高い市民サービスの提供に努めます
5. 広域行政を推進します

2. 計画期間

平成 17 年度から 23 年度までの 7 年間としますが、情勢の変化等によっては計画期間の到達を待たずに方針の見直しを行います。

また、主要推進項目を具体的に実施するため、当初の 3 年間を取り組み期間とした実施計画を策定し、その進捗状況によって実施計画の追加、変更等を行います。

3. 進行管理

これまでどおり市長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、進行管理を行います。進捗状況については年度ごとに進捗度を集約しますが、可能な項目については進捗度の数値化を図ります。その結果は市政だより、市ホームページ等において公表します。

また市民代表等からなる行政改革推進委員会を設置し、進捗状況を報告します。

主要推進項目

5 つの行政経営改革方針の事項それぞれに主要推進項目を定めます。

1. 財政の健全化を目指した市政運営を進めます

人口も経済も自然増していた右肩上がりの時代はすでに終わり、さらに少子高齢化により就労人口比率は減少していく状況では市税の自然増収は期待できません。また今後さらに「三位一体改革」により国から地方への歳出削減が想定されます。このうえで財政の健全化を図るには歳出全般について過去の例によることなく大胆な見直し・改善を図っていくことが必要となります。

また歳入についても、これまで以上に収納の徹底を図ると共に、増収あるいは新たな財源につながる施策の立案を奨励する等、その確保に努めます。

(1) 計画的な財政運営の確立

地方公共団体の財政の健全性を示す指標がいくつかありますが、その中でも経常収支比率(注1)、起債制限比率(注2)、財政力指数(注3)の3項目は特に重要で評価の根拠となる数字です。今後、

財政健全化のためこれらの目標数値を設定し、計画的な財政運営を目指します。

(2)民間委託等の推進

すでに過去の行政改革大綱に基づき進めている業務の民間への委託等については引き続き推進します。また現在、直営で行っている事業についても、委託することで民間の専門知識や技術を活用し、現在よりサービス向上、あるいは経費削減できるものについては委託等を検討します。特に公の施設の管理運営については平成15年の地方自治法改正による「指定管理者制度」(注4)の創設により民間事業者等への委託が可能となりました。これについては該当施設すべてについて、NPOやボランティア組織等への委託も含め、その制度の導入を推進します。

また、民間資本を活用し社会資本整備を図るPFI(注5)の導入についても、活用が図れる事業がないか検討します。

(3)補助金交付の適正化

各種団体への補助金について、現在の社会情勢等からその効果に対して補助金額が適切かどうか判断するため、現在の補助金検討委員会に外部委員を登用するなど、チェックシステムをつくります。

また、地方公共団体等で組織されている各種協議会等への負担金についても、その加入の必要性について検証します。

(4)入札制度等の改善

すでに国、県、他自治体において一部導入が始まっている電子入札や一般競争入札について、その導入に向けて現在の指名競争入札と比較しての利点・弊害等を検討します。

(5)歳入の確保

今後、歳出の一層の削減・節減が必要なのは言うまでもありませんが、一方で歳入の確実な収納を図ることも必要です。そのために市が徴収する各種税、料とも全庁的な応援体制を組んで収納率の向上に努めるとともに、納付方法の利便性の向上を図ります。

また使用料・手数料等の歳入について、その算出根拠及び受益者負担の観点から適正か見直しを行います。

2. 市民参画の市政運営を目指します

これからの市政運営には市民の理解と協力が必要不可欠です。そのため市民に対して随時、新しい情報を公開・提供していくとともに、説明責任を果たしていくことが必要です。

また、「行政が行うべきこと、住民で出来ること」について役割・関係を見直しながら協働関係を築き、市民の市政参画の推進を図ります。

(1) 市民の市政参画の推進

すでに各種計画策定の際など審議会等附属機関委員を公募し一般市民に就任していただく等行っていますが、公募方法等の充実を図り、より一層参画の場を提供し施策へ反映させます。

また、各種施策等を立案段階において関係市民の声を聞き反映させるため「ワークショップ」(注6)や「パブリック・コメント」(注7)等を実施します。

さらに市民のまちづくりへの参画を保证する「市民参画まちづくり条例」等の制定について検討します。

(2) 市政情報の公開・提供

市政情報をホームページ・市政だより等の広報手段を使い随時、情報提供し市民との情報の共有化を図ります。インターネット等情報機器を活用した情報提供に努める一方、高齢者をはじめその利用が困難な市民との情報格差がないよう配慮します。

また、市民への説明責任に基づき情報公開制度を充実させます。

(3) 市民団体の活動支援と住民自治意識の醸成

地域コミュニティの醸成、少子高齢化・防災対策等これからのまちづくりにはNPO・ボランティアその他市民団体等の力が必要です。行政とこれら団体の役割を明らかにしたうえで連携を図り、活動を支援します。

また、これらの地域活動を通して、住民自治の担い手である住民自らが、「自分達の住む地域のことは地域で考え行動する」という住民自治意識の醸成を図ります。

3. 簡素で効率的な市政運営を目指します

行政の基本原則である「最少の経費で最大の効果を挙げる」に基づいた市政運営を行うため、市施策・事務事業の見直しを図ります。また社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応できるよう組織編制・人員配置を行うとともに、組織の簡素化・合理化を進めます。職員一人ひとりが自ら考え積極的に職務に取り組むような人材育成に努めます。

(1) 事務事業評価制度(注8)の確立

行政改革を推進する重要な手段のひとつとして事務事業評価制度の活用があります。市が実施する事務事業それぞれについて目的、効果・必要性等を事務事業評価制度により検証し、廃止・見直し・改善を図っていきます。さらには施策・政策評価へと拡充させます。評価結果は公表すると共に予算編成・定員管理等に反映させます。

(2) 定員管理と給与の適正化

団塊世代の退職等年齢構成等のバランスを考慮したうえ、事務事業の見直しと併せ嘱託職員、臨時職員の活用及び再任用制度の充実を図りながら中長期的な計画に基づき適正な定員管理を行います。また職員給与等についても人事院勧告を基本として適正化に努めるだけでなく能率給や、今後の財政状況によっては市の実態に応じた給与カットを検討します。

(3) 組織・機構の見直し

多様化・複雑化する行政課題や時代の変化に応じた組織へと随時、見直しを行います。定員管理と併せ組織・機構の見直しによるポストの具体的な削減目標を立て、簡素化を図ります。

(4) 職員の意識改革、人材育成

文字どおり市民に自負できるような「市」民に「役」立つ「所」(職員)を目指し、職員意識の高揚、改革を図ります。

また太宰府市職員人材育成基本方針に基づいて、時代の変化に柔軟に対応し、政策形成能力を持てるような職員の資質向上を計画的に行います。

併せて即戦力となる専門職等人材確保のため外部からの登用等を検討します。

(5) 外郭団体の見直し

外郭団体については、民間企業的視点に立ち運営を行うことで経費の節減を行えることが設置の大きな利点であります。しかしながら社会情勢の変化等から、当該団体の公益性・必要性についてあらためて検証し見直しを図ります。

特に市が委託している施設の管理運営については、あらためて外郭団体による管理運営の必要性について検証を行います。

4. より質の高い市民サービスの提供に努めます

行政が行っている市民サービスについて、サービスの受け手である市民が納得し「市役所」に親しみを持ってもらえるようその向上を図ります。窓口等接遇についてはより質の高いサービスに努め、各種申請手続き等の簡素化を進めます。

(1) 窓口サービスの向上

多くの市民に接する窓口は市役所の顔でもあります。常に来庁者の気持ちになり親切・丁寧に対応することは当然の努めであります。窓口に限らず市民と接する場合、あるいは電話での対応等について、マニュアル配布、職員研修の強化等を行い接遇力の向上に努めます。

また、利便性という観点から開庁時間の延長・休日の窓口開設等について検討を行います。

(2) 申請手続きの簡素化・効率化

市民が行う市役所窓口での各種申請について、引き続き押印の廃止・記載内容の簡略化等の見直しを図るとともに、市ホームページからの申請書の引き出し、申請入力等手続きの簡略化・効率化を推進します。

また、転入・転出手続き等多くの関連部署が関係する場合、できるだけ申請者の負担が少なくすむよう手続き方法の改善を図ります。

5. 広域行政を推進します

現在では交通手段の利便性、生活様式の多様化等により住民の生活圏域は市町村の枠を超えています。少子高齢化や財政事情等様々な状況から全国各地で市町村合併が進んでいます。本市においては今後、周辺自治体との連携を強化し広域行政を推進すると共に、合併についての調査、研究も行っていきます。

(1) 公共施設等の広域利用推進

本市の属する筑紫地区、更には福岡都市圏地域において各自治体それぞれがスポーツ施設、会館等の公共施設を有しています。すでに広域利用を行っている施設もありますが、今後あらゆる施設の広域利用について推進を図ります。

(2) 広域連携の推進

財政面やサービスの向上・効率性等市民の視点に立ち、市町村の枠にこだわらず必要な事業については、近隣自治体との連携を図ります。

用語解説

注1：経常収支比率(P3)

人件費・扶助費・公債費等縮減することが難しい義務的経常経費に、市税等を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり財政構造が弾力性に富んでいることを示します。

注2：起債費制限比率(P3)

経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみるうえで重要な指標であり、当該比率が20%以上になった場合、地方債の発行に制限が加えられます。

注3：財政力指数(P3)

財政力を示す指数として用いられ「1」に近い、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされます。

注4：指定管理者制度(P4)

平成15年6月の地方自治法の改正により、これまで公共的団体に限られていた公の施設の管理を、民間事業者等にも委託できるようになりました。

注5：PFI制度(P4)

PFI(private finance initiative)とは、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間資金やノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う事業手法です。

注6：ワークショップ(P5)

会議による形式的な住民参加でなく、参加者全員が小グループで討議・作業しながら目標に向かって意見を積み上げて、提案をまとめていく手法です。

注7：パブリック・コメント(P5)

市が政策・施策等を意思決定する過程でそれを市民に公表し、広く多様な意見を求めていく制度です。

注8：事務事業評価制度(P6)

行政が行っている事務事業について定期的に評価を行うことで改善を図っていく制度です。Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)を実践します。